

## 令和4年笠間市農業委員会第8回定例総会

[令和4年8月29日]

- 
- 日程第1 議事録署名人の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
  - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
  - 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第8 議案第3号 現況証明願について
  - 日程第9 議案第4号 非農地証明願について
  - 日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
  - 日程第12 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 現況証明願について
- 日程第9 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

日程第12 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

---

出席委員

1番	埜	博	光	君	12番	長谷川	隆	君				
2番	高	野	尚	夫	君	13番	山	口	忠	栄	君	
3番	青	木	勝	照	君	14番	小	沼	祐	君		
4番	石	川	馨	君	15番	込	山	祐	一	君		
5番	伊	藤	孝	洋	君	16番	大	橋	正	義	君	
6番	柳	橋	泰	君	17番	佐	藤	清	章	君		
7番	入	江	保	夫	君	18番	田	山	悦	子	君	
8番	長	谷	川	愛	子	君	19番	永	田	良	夫	君
10番	菅	井	亘	君								

---

欠席委員

9番	國	谷	博	隆	君	11番	鶴	田	英	樹	君
----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

---

出席説明員

農業委員会事務局長	福	嶋	猛	君	
農業委員会事務局長補佐	菅	谷	清	二	君
農業委員会事務局主任	三	次	登	君	

---

午後1時35分開会

### 開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまより、令和4年第8回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

---

### 議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により12番長谷川 隆委員、並びに13番山口忠栄委員を指名いたします。

---

### 会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

---

### 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号3番、13番委員より報告願います。

○13番（山口忠栄君） 調査番号1番につきまして、調査結果を御報告いたします。

8月26日に、指名調査委員と届出人の担当者立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、常磐線の北根地内の中村踏切から日暮里方向に向かい、100メートル行ったところの左側の土地でございます。届出人の理由は、線路ののり面修繕のために伴う作業ヤードの設置でございます。

取水、雑排水は使用いたしません。計画面積は必要最小限の面積と考えます。雨水については敷地内浸透で、隣接地についての日照、通風、騒音については問題ないと見てまい

りました。権利関係については、賃貸借であります。

以上の結果から、農地法施行規則53条第1項第15号の公共機関等が行う復旧工事に伴う権利に該当すると判断しますので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

---

#### 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページになります。

番号1から3は、耕作者の都合により合意を解約するものです。

番号4は、売買のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書7ページ、議案第1号の番号1で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

番号5、6は、売買のため合意を解約するものです。

番号7は、担い手が法人化することにより、個人契約から法人契約に切り替えるため、合意を解約するものです。この件に関しましては、議案書16ページ、議案第7号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号8は、一部借地を全面積の借地にするため、合意を解約するものです。

番号9は、農地中間管理事業を利用するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書15ページ、議案第6号の番号15で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

---

#### 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、6ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和4年7月7日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年7月14日木曜日午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道355号線を石岡方面へ進み、さんてす岩間店の西側にあるコンビニエンスストアの一角となります。現地の状況ですが、平成9年4月に農地法第5条の許可を受けており、コンビニエンスストアの敷地、駐車場であったことから、水戸地方法務局へは7月20日付で非農地と報告いたしました。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

---

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月20日、指名調査委員2名と受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。申請理由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に2キロメートルほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、太陽光発電のソーラーシェアリングのため、耕作をする自宅隣地の耕作地を譲り受けたい。所有者は、相手方の希望に応えたいとのことで、今回の売買になったとのことです。

周辺農地への影響ですが、周辺農地への農業上の利用に及ぼす影響はないと見てまいりました。そのほか関係書類についてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号2につきまして、調査結果を報告いたします。

8月28日、指名調査委員2名、代理人、譲受人立会いの上、現地調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間消防署から東へ1.5キロメートル行った右側です。譲受人の申請は、農業経営の規模拡大のために申請地を取得したいということです。申請地は、譲受人の自宅の入り口にあります。譲渡人の申請は、他県に居住のため耕作することが困難なため、譲渡に応じたということです。

取得後、農地は、栗を植えるそうです。農機具に関しても、一式そろっているので申し分ないです。このほか書類関係につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1、2につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

---

## 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号1及び2については、調査委員が同じのため、一括で御報告いたします。

最初に、番号1は、8月25日、指名調査委員全員と譲渡人及び代理人の立会いの下、現地調査をしてまいりました。申請場所、譲受人、譲渡人及び申請理由は、議案書のとおりです。

現地場所は、JR水戸線稲田駅から南へ1キロほど行った稲田市営住宅付近の場所で、地目は畑、状況は休耕地になっています。転用目的は、譲受人が現在、笠間市福原の市営住宅に4人で住んでいます。貸家住まいで住まいも狭く、本件土地を購入し、戸建ての住宅建設を計画しています。譲渡人は、譲受人の要望により、農地転用許可を得て売買に応じることのようです。

隣接状況は、東側が県道、南側が畑で住宅建設予定地、西側が休耕地の畑、北側が雑種地の一体利用となっており、日照、通風、耕作等への影響はないと判断されます。取水は笠間市の上水道を利用、雨水は、雨水浸透ますにより敷地内処理、汚水、雑排水は高度処理型合併浄化槽にて処理し、許可を得て、市道側溝に放流するとのこと。以上が現地確認を行った結果です。

また、申請に関する書類もそろっており、総じて問題もなく、許可相当と認められますので、御審議をお願いします。

引き続き、番号2について御報告いたします。

8月25日、指名調査委員全員と、当初、申請代理人立会いの下、現地確認を行う予定でしたが、急遽、申請代理人が来られなくなり、電話でのやり取りを行いました。調査場所、申請人の住所及び氏名、申請理由は、議案書のとおりです。

現地場所は、北関東高速道路笠間西インターの出口を左折し、50メートル進んだ右側です。転用理由としては、借受人は、隣接地における太陽光発電施設工事に関わる工事車両の進入路が、幹線道路から既存の市道が狭いため、進入路の一部として使用するためです。貸付人は、借受人の理由を理解し、一時転用に合意をし、申請となりました。転用期間は、令和4年8月30日から令和4年10月31日です。

なお、本件につきましては、始末書が提出されています。理由は、本工事において一時転用許可を令和3年9月28日付、笠間市農業委員会指令30号にて取得していましたが、諸事情で工事が遅れ、許可に記載したとおり完了予定日4月30日では完了せず、この時点で再申請をしていなかったため、始末書を添付しております。

現地確認を行った結果、隣接地への影響はないと判断され、また、雨水の排水は敷地内で処理対応となっております。

以上のことにより、現地及び申請関係の書類も完備されており、許可相当と認めますので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号3番につきまして、調査の結果を説明いたします。

8月25日1時30分より、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話にて確認をしております。申請者、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、農協ライスセンターより150メートルほど西へ行った辺りであります。申請理由につきましては、家族5人でアパート暮らしは手狭なため、両親より使用貸借にて借り受け、自己用住宅を建築したい申請であります。両親は、娘夫婦のため、快く貸すとのことでありました。

隣接状況は、東側と北側が休耕地であり、南側は市道、西側は住宅であります。取水計画は市上水道より、排水計画は公共下水へ放流、雨水は浸透ますにて敷地内処理であります。

また、関係書類も完備されており、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦勞さまでした。

番号の4、5について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号4につきまして、調査の結果を御説明いたします。

8月24日、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋グラウンド入り口から鯉淵学園方面へ150メートルほど行ったところを左折し、100メートルほどの右手になります。

本件は、譲渡人が個人、譲受人は法人で、その代表を譲渡人が務めているというものです。申請地は、父親から相続されたもので、生前より太陽光発電事業が計画されていたこと、また、譲受人である法人が太陽光発電を事業目的の一つとしていることを、本申請の事由としております。権利移転の内容は使用貸借で、資金面からも実現性は認められます。

隣接状況ですが、東側、南側は山林で、西側が水路と田んぼ、北側が畑と田んぼになっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水計画はありません。汚水、雑排水は発生しないとし、雨水は敷地内処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議のほどよろしく御願いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（佐藤清章君） 続きまして、番号5について調査結果を報告いたします。

8月24日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、友部駅前通り筑波銀行前信号を東へ450メートルほど向かい、ほっともっと前信号を左へ100メートル進み、右へ50メートル入った右側でございます。譲受人の申請理由は、実家に戻り両親と同居をするには、実家は何かと手狭で老朽化しているため、二世帯住宅を建てたいとしております。譲渡人は、受人の要望により、使用貸借として貸し出すとしております。転用計画面積は500平米でございます。

隣接地への影響は、東側が宅地、雑種地、南側が宅地、西側が休耕中の畑、北側が宅地

となっております、畑の所有者は親族の土地とのことです。隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については、汚水は公共下水道、雨水は宅地内浸透処理でございます。

なお、今回、登記簿上、原野となっていたため、農地とは知らずに着工してしまい、始末書が添付されております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号6について、調査の結果を報告いたします。

8月24日午前8時30分より、指名調査委員2名と譲渡人、代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請地、申請人等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、小原の須藤酒造より南へ200メートルくらいのところにありました。原因は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、太陽光発電の条件に適している土地のため。譲渡人の申請理由は、休耕中であり、土地の有効活用を図るためということです。

隣接状況は、東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は雑種地です。申請地の日照、通風、耕作等の影響はないと見てきました。排水計画は敷地内浸透処理です。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号7につきまして、調査の結果を説明いたします。

8月23日、調査委員2名により、譲受人、譲渡人双方の代理人である行政書士立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、市役所岩間支所前の道路を北に500メートルほど進んだところの十字路を西に500メートル進み、右折して約250メートル進んだ台地状の道路に面した雑草の生い茂る状況の土地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電を主たる事業としており、今回、太陽光を遮るものがない良好な土地、既存電柱の利用による売電元金の節約、切土、盛土等による造成が不要との状況を満たす土地が見つかったので、本申請地を譲り受けすることにしたというものです。譲渡人の申請事由は、休耕中で利用計画がない土地の有効活用を図るため、相手方の要望もあり、所有権移転契約に応じることにしたというものです。

設置に当たっては、周りをフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透処理ですが、雨水土砂等の流出が懸念される箇所があれば、小堤、U字構の設置で対処する計画で、また雑草防除

等については、宇都宮支社から来て管理するとのことでした。

東側は宅地、西側は畑、南側は公衆用道路、北側は既存の太陽光発電施設で、周辺への影響はないものと見てまいりました。資金計画は、自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号8番について、調査結果を報告いたします。

8月26日、指名調査委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所前の十字路を直進して1キロメートルぐらい行った三ヶ月池から、50メートルぐらい戻った右側の土地です。受人の転用目的は、自己用住宅建築のためです。渡人は、子の要望に応じることです。

取水は公共水道を使用し、雑排水は公共下水道に放流します。雨水は、敷地内自然浸透です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はないと判断しました。なお、住宅建設予定地と接している農地は、父親名義の休耕地のため、他の農地への影響はありません。

計画面積は、形状、配置などから判断し、必要最小限の面積と考えます。権利関係は、使用貸借することに間違いありません。よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号9につきまして、調査の結果を説明いたします。

8月28日午前10時30分より、指名調査委員2名と譲受人、行政書士の方立会いの下、現地を調査してまいりました。ですが、皆様の御意見をちょっと聞かせていただきたいので、暫時休憩を求めます。

○議長（永田良夫君） それでは、暫時休憩といたします。

午後2時04分休憩

---

午後2時32分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○15番（込山祐一君） 大変ありがとうございました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、ボートピア岩間の常磐道の側道を北側に1キロほど行った右側の畑です。申請地に物流倉庫を建て、物流事業を行う計画です。権利の内容ですが、売買で、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側、南側が道路、西側が宅地、北側が山林と太陽光発電です。

隣接地の日照、通風、耕作地への影響はありません。給水は市の上水道、排水は合併浄化槽を設置し、雨水は敷地内浸透で行うそうです。そのほか関係書類についても完備しておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） それでは、事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の2につきましては、高速自動車国道の出入口、いわゆるインターチェンジからおおむね300メートル以内の区域内にある農地であるため、第三種農地と判断されます。

番号の5、8につきましては、用途地域内であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

---

### 議案第3号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第3号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号1について、現地調査を行いました結果を報告いたします。

8月20日、調査委員と、申請人の代理人については、現地で調査中に電話で状況を確認いたしました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、50号滝川交差点から北に3キロメートル入った県道の真端水戸線の交差点の隣接地でございます。

この申請の主な内容でございますが、令和4年の2月に畑の転用を、資材置場として申請されております。2月に許可を受けた現地でございます。その状況を、資材置場と駐車

場の現地確認ということで実施してまいりました。この駐車場、資材置場が整然ときちんと整備されており、また簡易の事務所等も設置されております。特に問題ないと認めます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号1につきまして、調査の結果を説明いたします。

8月23日、調査委員2名により現地を調査してきました。願出人については、電話連絡により確認しました。願出人、願出の土地については、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道355号線の上郷入り口交差点信号を西に長沢方面に1,600メートルほど進み、右折して北に約450メートルほど進んだ山際の土地です。現況は、数十年経過した杉、ヒノキの立木を中心とした林地の状況で、農地への原状回復は困難であると見てまいりました。

また、申請人2名は、五、六年前に相続した土地であります。

よって、非農地証明願のとおり、農地法第2条で定義する耕作の目的に供される土地には該当しないと判断いたします。御協議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

---

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定  
について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明を申し上げます。

議案書につきましては、12ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規、田2筆1,872平方メートル、畑4筆2万2,839平方メートル、再設定ですが、田はございません、畑1筆3,676平方メートル。合計7筆2万8,387平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書13ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

---

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地  
中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、14ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規、田6筆4,508平方メートル、畑13筆3万7,174平方メートル、再設定につきましては、田、畑ともにございませぬ。合計19筆、4万1,682平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号の16について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番長谷川 隆委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時46分休憩

---

午後2時46分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号の16について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号16は、原案どおり決定されました。

それでは、12番長谷川 隆委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時47分休憩

---

午後2時47分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く18件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く18件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く18件について、原案どおり決定されました。

---

#### 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページとなります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規は、田はございません、畑35筆3万3,551平方メートル、再設定、変更につきましては、田、畑ともございません。合計35筆3万3,551平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書17、18ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利  
用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

---

#### 閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これにて令和4年第8回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。  
御苦労さまでした。

午後2時50分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

12番 委 員

13番 委 員